

令和 6 年 8 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

令和6年8月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	令和5年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算の認定について	1
報第 1 号	訴えの提起の専決処分報告	2

第 1 号

令和 5 年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和5年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

報 第 1 号

訴えの提起の専決処分報告

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条の規定により、次のとおり令和6年4月18日専決処分したから報告します。

1 事件名

支払督促事件

2 相手方

住所 北海道●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏名 ●●●●●

3 事件の概要

上記2に記載の者は、第三債務者として、滞納者に対して行った債権差押に係る債権の履行がないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定により、当該第三債務者に対し支払督促の申立てを行うものである。

4 訴訟との関係

支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされる。訴訟手続に移行後、完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれる場合にあっては、和解できるものとする。